



よいた

町だより 町長川上文平書

No. 65 11月号

昭和46年11月10日 ■発行／与板町 (代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



日ざしが菊に!

かおりをいつそうもりあげています

日中の日ざしは弱まり、日の暮れるのが早くなりました。まだ四囲の自然は秋の気配が濃いのに、立冬(8日)が過ぎると、もう寒さは駆け足でやつてきます。ときおり、冬の季節風をおもわせるのがらしが吹き出し、木の葉をいつきにふるいおとします。冬に対する準備を手落ちなく進めておきましょう。

人口の動き

10月31日現在			
()は9月末との比較			
人口	8,028人	(+ 3人)	
男	3,895人	(+ 1人)	
女	4,132人	(+ 2人)	
世帯	1,808	(± 0)	
出生	8人	死亡	4人
転入	22人	転出	20人

- ゆめときぼうで 2
- ふくらんだ 2
- 秋期火災予防運動 2
- 児童手当制度 3
- 結婚と婚姻届 3
- ぼく青になるまでまつよ 3
- 標準小作料決る 4
- 町錦鯉品評会 4
- ねずみ駆除三ヶ条 5
- 町民の声 5
- 与板の歴史をたずねて 5
- おしらせ 6

おもな内容は



ポストコーナー

「郵便物標準送達日数」正表

郵政省では最近郵便業務の運行を大幅に改善してはおりますが、さらに、お客さまの期待にこたえ、郵便物の配達に便にするため、「郵便物標準送達所要日数」を正表しました。

与板局から主とする通信量の多い市町村あての日数は別表のとおりです。

(利用上のご注意)

一、この表は郵便番号が記載されている普通の大きさの手紙、ミニレター、はがきが配達になるまでの日数の標準を示したものです。

二、この日数は当局の窓口(午後五時まで、ポストにはそのポストに表示してある午後五時ごろ以前)の取集時刻までに差し出された場合の所要日数で

あて地	日数	あて地	日数	あて地	日数
(県内)		三島町	1	仙台市	2~3
与板町	1	島泊路	1	台東区	2
板橋市	1~2	寺越分巻	1~2	東野市	1~2
新長岡	1	和湯	1	名古屋	1~2
三上	1	島沢(県外)	1	名古屋市	1~2
上尾	1	札幌	3~4	大阪市	1~2
小谷	1			高松市	2~3
				福岡市	2

「郵便物標準送達日数」正表

郵政省では最近郵便業務の運行を大幅に改善してはおりますが、さらに、お客さまの期待にこたえ、郵便物の配達に便にするため、「郵便物標準送達所要日数」を正表しました。

与板局から主とする通信量の多い市町村あての日数は別表のとおりです。

(利用上のご注意)

一、この表は郵便番号が記載されている普通の大きさの手紙、ミニレター、はがきが配達になるまでの日数の標準を示したものです。

二、この日数は当局の窓口(午後五時まで、ポストにはそのポストに表示してある午後五時ごろ以前)の取集時刻までに差し出された場合の所要日数で



所得税納期について

十一月は所得税第二期分の納税額がかりますので期限内に必ず納めるようにしてください。

納税額は、六月中旬に一期分といつしよに税務署から通知されていますから、この金額を十一月一日から三十日まで間に納めていただくこととなります。

納期限におくれますと、延滞税がかかりますので期限内に必ず納めるようにしてください。

◎納税に際しては、電話料などの払込みと同じように預金口座から自動的に支払われる振替納税制度を利用されると便利です。

この取扱をする金融機関は、銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合などです。

この制度をあらたに利用される場合は、手続きについては、税務署か金融機関の窓口でご相談ください。

◎振替納税ご利用の方にお願

い、振替納税ご利用の方は、これまで振替納税ご利用の方には、各納期とも期限直前に「振替先金融機関に、納税資金のお手当をらせるよう。」はがきでお知らせしてききましたが、今回の第二期分は、やめることにしましたので、「納税額」をお知らせいたします。

忘れなく預金のご準備をお願いいたします。

国民年金に加入者のみなさんへ

免除された国民年金保険料を追納しましょう。

いろいろな事情で、前に保険料を納めなくてもよいと認められた人でも、よゆうができたときにはあとから納める(追納)ようにつとめましょう。

十年間までさかのぼって免除された当時の保険料額で納めることができます。

追納すれば保険料を納めた人と同じ年金が支給されます。免除のままでとその三分の一にすぎません。

尚、詳しいことは、役場国民年金係まで。

とじて保存して下さい

ゆめと希望で (文化祭行事)

ふくらんだ小学校校会場



文化の日、町では文化祭の催し物が各会場で行なわれました。中でも小学校校会場は、一日は飾り付けでにぎわい、二日三日と展示された、小学生作品は各教室とも「ゆめと希望」に満ちてはちきれそうでした。ある一年生のお母さんは子供の作品を見つけて、おもしろニッコリ……。他に農業青年クラブの五周年記念農作物の品評会、高校生の作品、婦人会、保育所、保育園の作品、生花展、文化協会の美術展と校舎せましと開催され、連日子供づれの、おとうさんおかあさんにぎわいました。

他の会場の公民館では謡曲の会、カルタ大会、詩吟の会、ハイキングクラブの山の写真と写真会、商工会の青年部は「コロニー建設資金募集の在町名士有志の色紙実費頒布会を明元寺で行ない他に、盆栽、菊花展、俳句の会とにぎわった。

町の別荘「楽山亭」では与板町石州会の茶会がおこそかに行なわれ秋空に和服が一段とさいっていました。

将棋は中越大会というこどで、町外からも参加者があり一日中白熱戦を戦っていました。

中学校では学校祭が二日から四日まで作品展、駅伝



大会、音楽発表会、運動会と中学生らしく行なわれました。文化祭行事、参加団体の御協力ありがとうございました。

園児の作品大好評
保育園、保育所の園児の作品も小学校で展示されました。これらの作品も又、ゆめでいっぱい。小学生のおにいさん、おねいさんにまげず一生懸命に、作った作品もまた好評でした。



秋期火災予防運動

秋期火災予防運動

日頃火災予防につきましても、特段の御協力をいただき、おかげさまで町における本年の火災発生件数は十月三十一日現在五件(うち三件はボヤ)にとどまり、現在のところ例年に比べますと非常に少なくつております。これはひとえに町民の皆様の御協力によるものと関係者一同深く御礼申し上げます。

さて本年秋期火災予防運動が左記により実施されます。これは全国いつせいの火災予防運動であります。

今後当町における火災の発

- 一、目的
この運動は火災多発期を迎えるにあたり、町民ひとりひとりの防火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期することを目的とする。
- 二、統一標語
「いま燃えようとしてい
- 三、実施期間
昭和四十六年十一月二十
- 四、全国いつせい実施事項

火災シーンズン来る

この五日本手板保育所で子供達の火災避難訓練が消防団のおじさんたちといっしょに隣りの八幡様まで避難し訓練を終わりました。

◎与板町実施重点事項
当町におきましては全国いつせい実施事項に加えて、次の点に重点的に運動を実施いたします。

- ① 灯油等の違法貯蔵の排除
- ② 液化石油ガス(プロパンガス)の適正な設置及び取扱い方。

児童手当制度 家庭とこどもの しあわせのために



児童手当制度は、「次代の社会をにぎやう児童の健全育成と資質の向上」を目的として設けられたが、前月号でお知らせいたしました通り、このようになことから、将来の労働力の維持、確保につながる効果が期待されており、事業主の皆さんの立場と密接にむすびつく制度です。現在、世界六二カ国で児童手当制度が実施さ

◎事業主の皆さんへ

児童手当制度は、「次代の社会をにぎやう児童の健全育成と資質の向上」を目的として設けられたが、前月号でお知らせいたしました通り、このようになことから、将来の労働力の維持、確保につながる効果が期待されており、事業主の皆さんの立場と密接にむすびつく制度です。現在、世界六二カ国で児童手当制度が実施さ

わが国では、法律上夫婦となるには、市町村役場に婚姻届を出さなければなりません。そして、この婚姻届は、式をあげた時にすぐ出すのがもつとも望ましいことです。

結婚式の日には忙がしくて、とても婚姻届をする暇などない、という声もききます。もつともですが、それでは法律上夫婦となる時期が遅れるのは当然です。

昭和41年の秋におきた松山空港での航空機事故を見ますと、犠牲となつた12組の新婚夫婦は、1組も婚姻届をしていなかったため、すべて法律上の夫婦と認められなかったということです。

結婚式の日と、法律上夫婦となつた日とを一致させることは、いろいろな点から考えて望ましいことであるから、結婚式をあげた方で婚姻届をすませている方は早く届出をしていただくとともに、これから結婚しようとする方は、めんどくでも結婚式の準備とあわせて事前に婚姻届の準備もしておいて下さい。できれば、結婚式の行事のなかに、婚姻届の署名もとり入れたいものです。

婚姻届は、本人が直接役場に持つていけないならば、知人に依頼してもさしつかえありません。また、日曜日や祭日のように役場が休みの日であっても、宿日直員が受付をしてくれることになっております。

休日に結婚式をあげる方でも戸籍係と相談し事前に届出の準備をして、即日届出をするようにしましょう。

なお、細かい点については、役場の窓口におたずね下さい。

◎受給対象の皆さんへ

①他の市町村に住所を移した場合は、新しい住所の市町村長の認定をあらためて受けなければなりません。住所が変更するということは、一応家族構成や生計関係が変更するということになります。

②児童手当の支給を受けている人において、児童が生まれたら、あらたに養育することになったりして、児童数が増えた場合は、手当の額が増額改定になります。この改定は支給を受けている人の請求に基づいて市町村長が認定し

その請求をした日の属する月の翌月から手当の額が増額されますので、その都度認定請求をして下さい。

※今まで支給対象でなかった人で、児童が生まれたら、あらたに養育することになったりして、支給対象に該当される場合は、その都度市町村長に認定請求書(役場住民課にあります)を提出して下さい。

区分	費用分担率
事業主	7/10
国	2/10
都道府県	0.5/10
市町村	0.5/10
国	4/6
都道府県	1/6
市町村	1/6

戸籍制度100周年記念 結婚式と婚姻届

結婚して、まだ婚姻届を出してない方はいないでしょうか。

わが国では、法律上夫婦となるには、市町村役場に婚姻届を出さなければなりません。そして、この婚姻届は、式をあげた時にすぐ出すのがもつとも望ましいことです。

結婚式の日には忙がしくて、とても婚姻届をする暇などない、という声もききます。もつともですが、それでは法律上夫婦となる時期が遅れるのは当然です。

昭和41年の秋におきた松山空港での航空機事故を見ますと、犠牲となつた12組の新婚夫婦は、1組も婚姻届をしていなかったため、すべて法律上の夫婦と認められなかったということです。

結婚式の日と、法律上夫婦となつた日とを一致させることは、いろいろな点から考えて望ましいことであるから、結婚式をあげた方で婚姻届をすませている方は早く届出をしていただくとともに、これから結婚しようとする方は、めんどくでも結婚式の準備とあわせて事前に婚姻届の準備もしておいて下さい。できれば、結婚式の行事のなかに、婚姻届の署名もとり入れたいものです。

婚姻届は、本人が直接役場に持つていけないならば、知人に依頼してもさしつかえありません。また、日曜日や祭日のように役場が休みの日であっても、宿日直員が受付をしてくれることになっております。

休日に結婚式をあげる方でも戸籍係と相談し事前に届出の準備をして、即日届出をするようにしましょう。

なお、細かい点については、役場の窓口におたずね下さい。

婚姻届は結婚式の日にして、
明るい家庭をつくりましょ

ぼく青になるまでまっよ (交通安全教室)

信号のきまり
赤はとまれ
黄色は注意
青は進め
これらは、よくご存じのことと思いますが、しつかり守りましょう。

家庭教育学級開催

11月26日午後1時30分から
会場は公民館大ホール
講師は中学校教頭岩下先生です
内容は「時代としつけの変化」と「両親の教育観としつけ」です。

工業統計調査

12月31日

標準小作料決る!!

地主・小作人のみなさんへ

最近小作料の改正があつたとの新聞報道等で、地主、小作人の相方でただちに新しい小作料に変わるような事例がみられ、種々な問題を起すおそれがありますが、その取扱いについては、次の通りであります。昭和四十五年五月、農地法の一部改正が行われ、小作料の一筆単位の最高額統制制度が廃止され、小作料について

は、新たに標準額の設定と、農業委員会による減額勧告の制度が設けられました。改正の際(昭和四十五年五月)に、現に小作地であつたものについては、昭和四十五年九月三十日まで従来(別表一)の小作料の統制が存続します。新しい標準小作料が適用されるものは、昭和四十七年一月一日より、農業委員会が正式な手続を得て許可になつた小作契約が次の区分(別表二)で該当致します。尚疑問がありましたら農業委員会事務にお訪ね下さい。

農地法施行規則別表第1を次のように改める。(昭49.1)

農地等級	10アール当りの額		農地等級	10アール当りの額	
	現行	改定		現行	改定
1	1,422	5,688	1	868	2,170
2	1,361	5,444	2	829	2,073
3	1,301	5,204	3	789	1,973
4	1,240	4,960	4	750	1,875
5	1,180	4,720	5	711	1,778
6	1,119	4,476	6	672	1,680
7	1,059	4,236	7	662	1,580
8	998	3,992	8	593	1,483
9	938	3,752	9	554	1,385
10	877	3,508	10	514	1,285
11	817	3,264	11	475	1,188
12	756	3,020	12	436	1,090
13	696	2,784	13	396	990
14	635	2,540	14	357	893
15	575	2,300	15	318	795

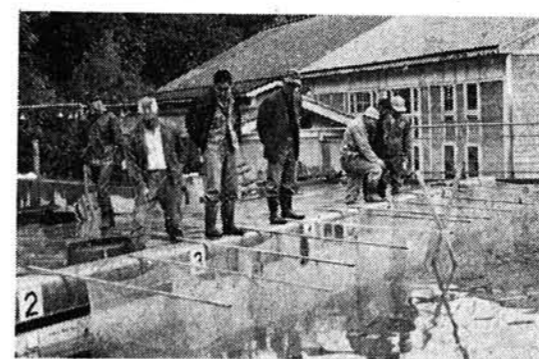
農地区分による与板町標準小作料

等級	地名
1等田 17,204円	藤巻、柳之町、江西、中島、東与板、町田、江ノ下、燈明田、四百刈出雲、鳥居田、堂ノ前、榎田、河久保、江東、星殿、黒川端、一里塚表通、横辻、大谷、長田、稲荷町、高城、並柳、荒戸、三千町、原裏高畑、渋谷、三枚田、沢田、原、当ノ浦、稲荷町裏、三月田、榎原山沢、県道下全部
2等田 15,224円	北谷、南谷、仲沢、袋ヶ谷、塩ノ入、滝谷、とつ巾堂、倉谷、入湯田出合、堤下、扇田、河内、河内入、江東の一部、榎原、山沢、山入地区、宮ノ越、茨岩井、榎原、山沢、県道より西の山入、前新田、原開田出合、前田の一部
3等田 13,244円	坂ノ下、十二田、久保田、鶯ヶ入、入河内、乳母河内、南場河内七十刈、清水田、上割、大沢、殿河内、荒戸浦、松ノ木平、立ヶ入備後、竹小路、弥ノ小路、蛇抜、二手、西の谷、十二谷、河内

最優秀賞に吉岡淳二さん

町錦鯉品評会で

県品評会でも3位に入賞



十月二十四日第五回与板町錦鯉品評会が与板小プールで開催され、農家自慢の錦鯉百二十四匹が出品され、美を競いました。当日の審査評によると、町錦鯉も全国水準になつたとの事で、過剰米時代の解決策として、関係農家は自信を深めた。又十月三十一日見附市において開催された県品評会に当町より七点出品し県下より集まつた七百三十点と美を競つた。結果は次の通りです。

- 町品評会 入賞者 (敬称略)
- 一位 紅白 吉岡 淳二
 - 二位 紅白 吉岡 孝太郎
 - 三位 ドイツ三色 笠原和雄
 - 努力賞 三色 山崎馬太郎
 - ▽四部 (三十五~四十五cm)
 - 一位 紅白 吉岡 淳二
 - 二位 紅白 山田和雄・吉岡 孝太郎
 - 三位 三色馬越組合 紅白 森安居、三色岩方組合 努力賞 紅白 岩方組合、三色 森 直治
 - ▽三部 (二十五~三十五cm)
 - 一位 紅白 技村 武雄
 - 二位 紅白 本与板組合
 - 三位 紅白 吉岡 淳二
 - 努力賞 和色 浅野正栄、三色 本与板組合、紅白 小林一夫、ドイツ三色 山田与

- 別表1 昭和55年まで続くもの
- 別表2
- 農産物求評会結果
- ▽玄米の部
- 一位 須田 京子
 - 二位 大橋 利昭
- ▽青果物の部
- 一位 根菜類 小田 善文
 - 二位 安達 一雄
 - 三位 中野 利昭
 - 四位 大橋 一芳
 - 五位 八子 利昭
- ▽果菜の部
- 一位 大橋 利昭
 - 二位 渡辺よし子
 - 三位 山田 省吾
 - 四位 安達 好隆
 - 五位 山田 信子
- ▽豆類
- 一位 山田 信子

ねずみ駆除三ヶ条

第三次県下いっせいねずみ駆除運動の実施

一 齊ねずみ駆除運動が十一月十日より十二月十日まで開催されます。目標として年間三次にわたって計画したねずみ駆除の総仕上げにあたる第三次ねずみ駆除は、食中毒やワイルド病の未然発生防止と田畑ならびに果樹などの農作物の被害を防止し、清潔で快適な環境を作るため、県民総ぐるみの組織活動によりいっせいに駆除運動を展開するものであります。

ねずみ駆除三ヶ条

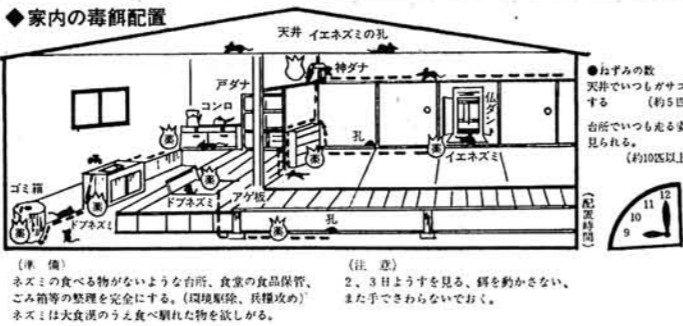
第一条 食物をあたえない。食物や住み家を与えない。台所のゴミはふたの完全な

第二条 整理整頓。容器に入れる。天井裏、押入、物置、倉庫床下などを清潔にせいとんして巣を作らせない。ねずみの出入りを防ぐ。

第三条 一斉に駆除する。ねずみの通路、物かげにおく、ふんの多いところにおく、くすりをし、器具を使う。

ねずみは愛玩動物とは違います。人間から食物をもらう習慣がありません。気ままに食べ、気ままに行動します。

運動場の昇降口から出入りしてありますが、改築後は全生徒が今の東運動場の出入口を利用出来るようにします。教育委員会の方や、小学校の先生方の御意見をきき、町議会の方々と相談して最終決定はしますが、今のところ新校舎には図書室、放送室、植物観察場、理科教室、理科準備室、図工室、図工準備室、音楽室、音楽準備室等にしたいと思っております。音楽室にはステージもつけたいと思っております。その他特別教室も取りたいと思っております。改築する校舎の場所は、今の東運動場の跡にして、今の三階建校舎との間を広くして給食の自動



与板の歴史とたずねて(上)

十一、幕末の政変と与板

幕府は、鎖国を続けることによつて封建制度を守りぬこうとしました。しかし世界の情勢は、市民革命や産業革命をへて近代国家の形を整えていたのです。各国は産業の発達にともない市場を求め、争つてアジアに進出してきました。日本はアメリカを始め各国の強硬な通商の要求により、ついに鎖国政策を廃し安政五年(一八五八)通商条約を結んだのです。こうして幕府のやり方に反対する尊王攘夷運動が起り、幕府を倒そうとする幕末の動乱の時代となつていつたのです。

通商条約が結ばれ、諸外国と貿易が開始された安政六年(一八五九)幕府より与板藩に、近々イギリス船が新潟に来航し、場合によつては直江津に廻るかも知れぬので、若し沖に外国船が見えたら、直ちに知らせるようにとの達しがあるなど、開国は与板藩にも身近な問題となつてきたのです。ところが外国との貿易の影響は、日本の金の値段が外国より安かつたので、金貨が海外にさかんに流れ

幕末の政変と与板

たのです。それで幕府は貨幣の品質を落し、改鑄することにしました。与板藩では万延元年(一八六〇)に小判を二倍から三倍の価格で両替するよう触れ出しました。このため、かえつて武士や一般庶民の生活は苦しく、経済界は混乱する結果となつたのです。

文久三年(一八六三)尊王攘夷運動の過激な長州藩は、下関海峡で外国船に砲撃を加えるなど、この運動はますます激しくなつていつたのです。この年、与板藩には、戦争が起るかも知れぬ情勢にあるので、海岸防衛のため、人足三三七人と馬二七頭を差出す指令があつたほか、江戸詰を一七五人出すようとの命令もありました。また、藩主は左に命ぜられ、多くの軍用金を必要としたので中川津兵衛など数名に一万一千兩の御用金を調達したりして、風雲急をたづねる事局に当らねばならなかつたのです。



昭和三十八年度に、鉄筋コンクリート三階建の校舎に改築する考えです。広さは約九四〇平方メートルです。現在は全校生徒が西

町民の声

ほく達の学校(与板小学校)を改築して下さるとの話しを聞いておりますが、いっどのようにされるのでしょうか。決つていたら教えて下さい。

回答

昭和三十八年度に、鉄筋コンクリート三階建の校舎に改築する考えです。広さは約九四〇平方メートルです。現在は全校生徒が西

与板の歴史とたずねて(下)

幕末の政変と与板

たのです。それで幕府は貨幣の品質を落し、改鑄することにしました。与板藩では万延元年(一八六〇)に小判を二倍から三倍の価格で両替するよう触れ出しました。このため、かえつて武士や一般庶民の生活は苦しく、経済界は混乱する結果となつたのです。

文久三年(一八六三)尊王攘夷運動の過激な長州藩は、下関海峡で外国船に砲撃を加えるなど、この運動はますます激しくなつていつたのです。この年、与板藩には、戦争が起るかも知れぬ情勢にあるので、海岸防衛のため、人足三三七人と馬二七頭を差出す指令があつたほか、江戸詰を一七五人出すようとの命令もありました。また、藩主は左に命ぜられ、多くの軍用金を必要としたので中川津兵衛など数名に一万一千兩の御用金を調達したりして、風雲急をたづねる事局に当らねばならなかつたのです。